



諮問第375号
環水大土発第1406062号
平成26年6月6日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) - 3 - (2 - エトキシフェ
ノキシスルホニル) 尿素 (別名エトキシスルフロン)

アンモニウム = *N* - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートアン
モニウム塩)、イソプロピルアンモニウム = *N* - (ホスホノメチル) グリシナ
ート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム = *N* - (ホスホノ
メチル) グリシナート (別名グリホサートカリウム塩) 及びナトリウム = *N* -
(ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートナトリウム塩)

S - 4 - クロロベンジル = ジエチル (チオカルバマート) (別名チオベンカル
ブ又はベンチオカーブ)

(*RS*) - 2, 2, 2 - トリクロロ - 1 - (ジメトキシホスフィノイル) エタ
ノール (別名トリクロルホン又はDEP)

(*RS*) - 1 - [3 - クロロ - 4 - (1, 1, 2 - トリフルオロ - 2 - トリフ
ルオロメトキシエトキシ) フェニル] - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル)
ウレア (別名ノバルロン)

2, 4, 6, 8 - テトラメチル - 1, 3, 5, 7 - テトラオキサシクロオクタ
ン (別名メタアルデヒド)

(別紙2)

(4 S, 4 a R, 5 S, 6 S, 1 2 a S) - 4 - (ジメチルアミノ) - 3, 5, 6, 1 0, 1 2, 1 2 a - ヘキサヒドロキシ - 6 - メチル - 1, 1 1 - ジオキソ - 1, 4, 4 a, 5, 5 a, 6, 1 1, 1 2 a - オクタヒドロテトラセ - 2 - カルボキサミド (別名オキシテトラサイクリン)

2 - アミノ - 3 - クロロ - 1, 4 - ナフトキノン (別名キノクラミン又はACN)

3' - イソブチル - N - イソブチリル - 1, 3, 5 - トリメチル - 4' - [2, 2, 2 - トリフルオロ - 1 - メトキシ - 1 - (トリフルオロメチル) エチル] ピラゾール - 4 - カルボキサニリド (別名ピフルブミド)

5 - クロロ - N - { 2 - [4 - (2 - エトキシエチル) - 2, 3 - ジメチルフェノキシ] エチル } - 6 - エチルピリミジン - 4 - アミン (別名ピリミジフェン)

3 - アニリノ - 5 - メチル - 5 - (4 - フェノキシフェニル) - 1, 3 - オキサゾリジン - 2, 4 - ジオン (別名ファモキサドン)

4' - フルオロ - N - イソプロピル - 2 - [5 - (トリフルオロメチル) - 1, 3, 4 - チアジアゾール - 2 - イルオキシ] アセトアニリド (別名フルフェナセット)



中環審第769号
平成26年6月9日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成26年6月6日付け諮問第375号、環水大土発第1406062号をもって環境大臣より、当
審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定
に基づき、土壤農薬部会に付議する。